

資料1 学校において予防すべき感染症に伴う出席停止について

山梨県立韮崎工業高等学校

下表は「学校において予防すべき感染症」です。本人の健康の快復と、集団への感染を防ぐため出席停止とします。医師から該当する感染症、または疑いと診断された場合は、学校を休み療養に努めてください。

出席停止期間の基準は表の通りです。また、病状により医師が他へ感染させる恐れがないと認める場合はこの限りではありません。インフルエンザについては資料2を確認してください。

<表1 学校保健安全法施行規則第18条19条（令和5年5月施行）に基づく>

分類	種類	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発熱した後(発熱した日は0日目、翌日を1日目とし)5日を経過し、かつ、解熱した後(解熱した日は0日目、翌日を1日目とし)2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで(病状により長期あり)
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が出現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん(三日はしか)	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	全ての発しんが、痂皮化する(かさぶたになる)まで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後(発症した日は0日目、翌日を1日目とし)5日を経過し、かつ、症状が軽快した後(軽快した日は0日目、翌日を1日目とし)1日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで 「その他の感染症」は必要があれば校医の意見を聞き出席停止措置をとることができる感染症。(例 感染性胃腸炎・サルモネラ感染症・マイコプラズマ感染症・溶連菌感染症・ヘルパンギーナ・インフルエンザ菌肺炎球菌感染症・EBウイルス・A型肝炎 等)
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症(O157等)	
	腸チフス 及び パラチフス	
	流行性角結膜炎(はやり目)	
	急性出血性結膜炎(アポロ病)	
	伝染性紅斑(りんご病) 及び 手足口病	
	その他の感染症	